

顧問及び相談役の委嘱 規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人札幌西法人会（以下、「本会」という。）の定款第 27 条の規定に基づき、顧問及び相談役に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(顧 問)

第 2 条 顧問は、特別顧問及び顧問とする。
特別顧問は、会長を定年退任した者とする。
顧問は、副会長を 4 期 8 年以上歴任し定年退官した者とする。

(相談役)

第 3 条 相談役は、本会の支部長経験者で本会役員を定年退任した者とする。

(諸行事への案内)

第 4 条 顧問及び相談役は、札幌西法人会が主催する記念行事、総会、総会后懇親会及び理事会後懇親会に案内する。

(委 嘱)

第 5 条 会長は、顧問及び相談役を委嘱するときは、本会の定款第 27 条第 2 項の規定に基づき理事会の承認を経て行うものとする。

(改 廃)

第 6 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。
- 2 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 令和 7 年 5 月 26 日 一部変更